

2024「千葉とっておき」制作業務委託 仕様書

1. 委託名

2024「千葉とっておき」制作業務

2. 目的

千葉市の来訪者や市民などの利用者の目線で、千葉市の各エリアの魅力を紹介したガイドブック・WEBページを制作することで市内観光需要の喚起と消費拡大を図る。

3. 適用範囲

本仕様書は、公益社団法人千葉市観光協会（以下、「委託者」という。）が発注する「2024「千葉とっておき」制作業務」を受注したもの（以下、「受託者」という。）が順守すべき主要な事項を示したものであり、契約書に定めるもののほか、本仕様書に基づき業務を行うものとする。

4. 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日

5. 委託業務

(1) ガイドブックの制作

以下を基本とするが、利用者の目線で制作し現行より改善すること。

①発行部数（予定） 70,000部

②企画・頁数 A5版・64頁程度（ただし掲載希望店舗数による）

③用紙 表紙 コートA判 57.5kg以上

本文 コートA判 35.0kg以上

④印刷 全ページ 4色カラー

⑤製本 中綴じ製本

⑥発行予定日 令和6年3月31日（年1回発行）

⑦掲載件数 掲載希望店舗数による

⑧広告ページ

広告掲載店から受領した素材を基にガイドブック掲載用広告データと WEB サイト掲載用バナーデータ（タテ 65×ヨコ 174 ピクセル）を製作し、広告掲載店と校正作業を行うこと。

⑨インデックス 色彩を活用し、利用者にとって分かり易く・見易く改善すること。

⑩編集と製作

a2023 版の掲載内容を参考に、地域に密着した取材をもとに行なうこと。

b 掲載希望店に原稿の校正紙を制作のうえ校正作業をすること。

c 希望店からクーポン情報を取得し編集すること。

⑪納品

委託者の指定する 50 か所に納品すること。

（2）WEB ページの制作

以下を基本とするが、利用者の目線で制作し現行より改善すること。

①掲載先 千葉市観光ガイド（千葉市観光協会ホームページ）

②掲載コンテンツ

a デジタルブック

上記（1）を基にしたデジタルガイドを制作し、WEB ページ上で閲覧できるよう掲載する。

b スクロールバナー

委託者や掲載店の事業などを紹介するバナーデータをスクロールで掲載する。

c クーポン情報

ガイドブック制作で取得した画像、詳細情報を掲載する。

d デジタルマップ

利用者の現在地、掲載店、クーポン店がひと目で分かる Google マップをベースにしたデジタルマップを制作し掲載する。

e 協賛バナー

協賛店の告知用 HP バナーを掲載する。

f 会員事業者情報

掲載希望店一覧を掲載する。

(3) その他制作

- ①掲載申込書（送付・回収は委託者が行う）
- ②原稿記入シート（送付・回収は委託者が行う）
- ③広告申込書（送付・回収は委託者が行う）
- ④ガイドブック掲載店の表示用ステッカー
 - a 仕様（予定） ノリ無し自己吸着ユポ・4C（95×150）
 - b 部数 ガイドブック掲載店舗数（最大400枚）

(4) 広報

- ①プレスリリース資料の製作（100部）
- ②PR用ポスターの製作（A1×3枚、B2×2枚）
- ③受託者の強みを活かした効果的な広報を行うこと。

(5) データフォーマットの提供

以下の電磁的データを、冊子の納品日までにCD-ROM等の電子媒体で提出すること。

- ①冊子の最終完成データ（PDF形式及び修正や変更が可能な状態のai形式）
- ②制作にあたり撮影した写真（JPEG形式）

6. 業務の検証・実施報告

受託者は、業務の成果や課題などを検証し、委託業務終了後、業務完了届、事業報告書を委託者に提出すること。（検証する内容は委託者と協議のうえ決定する）

7. 業務を進めるうえでの留意事項

- （1）本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか関係法令、規則等を順守すること。
- （2）受託者は、委託者と業務に関する打ち合わせを行った際、議事要旨の作成を行う。
- （3）委託者が実施する各事業との連携を図ること。連携の方法等については委託者との協議によるものとする。

8. 委託料の支払い

- (1) 受託者は、報告及び委託者による検査完了の後、委託料の支払いを請求できる。
- (2) 委託者は、この報告があったときは、速やかに業務に係る検査を行い、当該検査により業務の完了を確認する。また、委託料は支払請求を受けた日から30日以内に委託料を支払う。

9. 権利関係

(1) 本業務における成果物の取り扱い

- ①本業務の実施に係る成果物（印刷物等）の所有権は全て委託者に帰属する。
- ②成果物が著作権法（昭和45年法律第48条）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利）を当該著作物の引き渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 著作権・知的財産権の使用

- ①本業務の実施にあたり、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
- ②上記にかかわらず、委託者がその方法を指定した場合はその限りではない。

10. 個人情報等の保護

- (1) 受託者は、本業務上知り得た個人情報や、第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たって入手した委託者の著作物を、委託者の承認なしに、本業務以外の目的に使用してはならない。

11. 受託者および業務従事者の責任

受託者が、業務の実施につき委託者または第三者に及んだ損害（天変地異およびその他受託者の責に帰することのできない事由によるものを除く）については、受託者がその責を負う。

12. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項又は仕様について生じた疑義については、協議して解釈するものとする。
- (2) 提案募集への応募に係る諸経費は採否にかかわらず応募者側の負担とする。
- (3) 業務の実施のために負担する受託者の一切の経費は、委託料に含まれるものとする。
- (4) 業務の実施にあたっては、委託者及び各関係機関等との連絡調整を十分に図ること。
- (5) 事業計画等に、重要な変更が生じる場合には、事前に委託者と協議を行うこと。
- (6) 不測の事態が発生した場合においては、速やかに委託者に報告すること。
- (7) その他、本契約の範囲内において、この仕様書に記載のない事項については関係者において協議し、決定する。